

(様式1)

行教総第 1650号

令和3年2月9日

文部科学大臣 殿

設置者名

埼玉県行田市市長 石井 直彦

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

行田市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和2年度

(担当)

行田市教育委員会教育総務課
財務施設担当

住所：埼玉県行田市本丸2-20

電話：048-556-8311

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

--

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

行田市立小学校屋内運動場『北小学校(平成18年度に耐震改修工事済)、須加小学校、埼玉小学校、太田西小学校、下忍小学校』は、新耐震基準を満たしているが、吊り天井等の非構造部材については対策がなされておらず、大地震等の際に落下による被害が生じる恐れがあることから、非構造部材の耐震化を行うことにより、天井等からの落下物による危険を軽減し、安全性の向上を図るものである。 行田市立小学校屋内運動場『東小学校、中央小学校、荒木小学校、泉小学校、南河原小学校(左記5校は平成19年度から平成22年度にかけて、耐震改修工事済)』は、新耐震基準を満たしているが、吊り天井等の非構造部材については対策がなされておらず、大地震等の際に落下による被害が生じる恐れがあることから、非構造部材の耐震化を行うことにより、天井等からの落下物による危険を軽減し、安全性の向上を図るものである。
--

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

--

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		16 校
中学校		8 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	24 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	5 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	無	
国土強靱化地域計画※2	無	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

事業完了後に耐震化の状況について、ホームページ等で公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]